

# 農業委員会だより

●発行 令和8年3月31日  
●企画・編集 大和市農業委員会  
〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号  
電話 046(260)5137

農家戸数/333戸  
農地面積/178.02ha  
(令和8年1月1日現在)



やまとふれあいの里レンゲまつり(下和田地区の水田にて)



## 大和の農業を未来につなぐために

大和市農業委員会 会長 眞壁 浩二

春の陽光がやわらかく降りそそぐ季節を迎え、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、農業委員会の活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

近年、農業を取り巻く環境は農業従事者の減少と高齢化、自然災害の頻発、世界情勢の不安定化など、一層厳しさを増しております。加えて、肥料や燃料、資材などの価格高騰は、農業者の皆様にとって大きな負担となっており、農業経営を維持していくためには、これまで以上の努力が必要となっています。

このような状況の中、私ども農業委員会では農地の適正な利用を図るため、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者の促進など、

「農地利用の最適化」に向けた取り組みを積極的に進めております。

農業は地域の景観や文化、そして私たちの暮らしを支える大切な営みであり、その根幹となる農地を適正に保全し、次の世代へしっかりと引き継いでいくことは、私ども農業委員会の大切な使命であると考えています。そのため、今年度も農業委員による農地パトロールを2回実施し、地域の皆様のご協力をいただきながら、農地の適正管理に努めてまいりました。

今後も地域や関係機関の皆様と力を合わせながら、持続可能な農業の実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 主な内容

- 会長あいさつ ..... ① 農業者年金に加入して、老後に備えましょう ..... ③
- 農業委員会活動報告 ..... ② お知らせ ..... ③
- 農地を耕作できなくなった場合は  
貸すこともご検討ください ..... ③ 新規就農者による  
大和地場野菜即売会が開催されました ..... ④

## 総会における審議内容

農業委員会では、毎月総会を開催し、農地の売買や貸借、および農地の転用に関する農地法等の許可申請について審査をしています。

### 総会における審議内容

主な審議案件	関係法令等取扱い区分	件数
耕作目的の権利移転・賃借権設定	農地法(3条許可)	4
相続に伴う権利取得	農地法(3条の3届出)	9
調整区域内農地の転用(一時転用含む)	農地法(4条・5条許可)	4
市街化区域内農地の転用(一時転用含む)	農地法(4条・5条届出)	80
農地利用の増進	農地中間管理事業法ほか	54
諸証明	租税特別措置法施行規則ほか	3
その他	農業委員会等に関する法律施行令	3

## 農地パトロールなどの農地利用最適化活動を実施

昨年も農地パトロール月間である8月及び10月にパトロールを実施し、遊休農地や違反転用農地などの早期発見や防止に努めました。また、農地の貸し借りの相談・助言や情報収集、新規就農希望者への相談活動など、農地の担い手への集約や新たな担い手の発掘と支援を展開しました。

### 農地の適正管理を心がけましょう

農地を適切に管理しないと雑草が繁茂し、病害虫の発生や雑草の種子の飛散により周辺農地へ悪影響を与えます。さらには火災や防犯上の危険も懸念されます。また、一度荒廃した農地を良好な状態に戻すには多くの時間と労力を要します。

遊休農地の発生防止に、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



農地パトロールの様子

## 視察研修を実施

農業委員の資質向上を図り、農業委員会の活性化を図るため、毎年先進地視察研修を行っています。昨年は、農薬メーカーである日産化学(株)生物化学研究所を視察しました。



視察研修の様子

## 大和市長に「大和市農業施策に関する意見書」を提出

昨年8月26日に、「令和8年度大和市農業施策に関する意見書」を大和市長に提出しました。

この意見書は、農業者の所得向上と大和市農業の振興を推進するための8つの要望事項をまとめたものです。

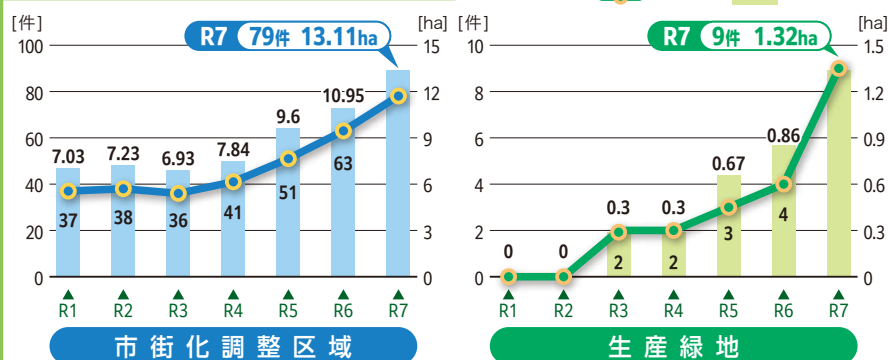


眞壁会長から古谷田市長へ意見書を手渡しました

# 農地を耕作できなくなった場合は貸すこともご検討ください

後継者がいないなど農地の維持管理にお困りの方は、農地中間管理事業(期限付き農地貸借制度)などを活用し、農地を意欲ある農業者に貸付けることができます。農地法による許可もいらず、期限がくれば確実に農地が返還されます。農地を借りたい方には、あっせんも行っていきますのでご相談ください。

市内農地の貸借面積 (年末時点の数値)



## 農業者年金に加入して、老後に備えましょう

### 加入要件

- 農業上の要件……年間60日以上農業に従事
  - 国民年金の要件……20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）の方、または60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者
- 上記2つの要件を満たす方は誰でも加入できます。農地を所有していない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

最寄りのJA、農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください

### 独立行政法人 農業者年金基金

〒160-8504 東京都新宿区四谷3-2-1 フロントプレイス四谷3階・4階 TEL：03-5919-0371  
ホームページ：https://www.nounen.go.jp E-Mail：info@nounen.go.jp

### お知らせ

#### 農地を転用するには許可や届出が必要です

- 市街化区域の農地転用 **届出制** を随時受け付けています。
  - 市街化調整区域の農地転用 **許可制** 申請の締切は毎月上旬です。
- 神奈川県の手続きは通常2か月程度かかります。申請の前に、事前相談をお願いします。



#### 農地を相続したときは届出を！

農地を相続したときは、農業委員会へ届出が必要です。

また、農業委員会では、相続した方が地元を離れて、自分では手入れができない場合などに、農地の管理についてのご相談や、借り手を探すお手伝いなどを行っています。

#### 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました

義務化施行日（令和6年4月1日）前に発生した相続も、施行日から3年以内の登記申請が義務付けられています。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki\\_top.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki_top.html)

#### 農政活動協力金の募金について

昨年12月にご協力いただいた「公益社団法人神奈川県農業会議農政活動協力金」の募金は、1月末に取りまとめを完了し、合計で78,000円となりました。

お寄せいただいたご厚志は、公益社団法人神奈川県農業会議において、農家の皆様が安心して農業経営を継続できるよう様々な農政活動に活用させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

新規就農者による

大和地場野菜即売会が開催されました

就農5年目以内の新規就農者による大和地場野菜即売会が、  
昨年12月23日に市役所だれでも広場で開催され、多くの方でにぎわいました。



出店者

写真上段左より 五十畑学氏、北嶋優紀氏、沖津和明氏、畠田治孝氏、古木裕一朗氏、高野晴一郎氏  
下段左より 脇本寛大氏、芳田和徳氏、齋藤良子氏、(株)峰農園、(有)はたらく農園

